

Ⅱ. 令和4年度自家用電気工作物の 立入検査結果概要

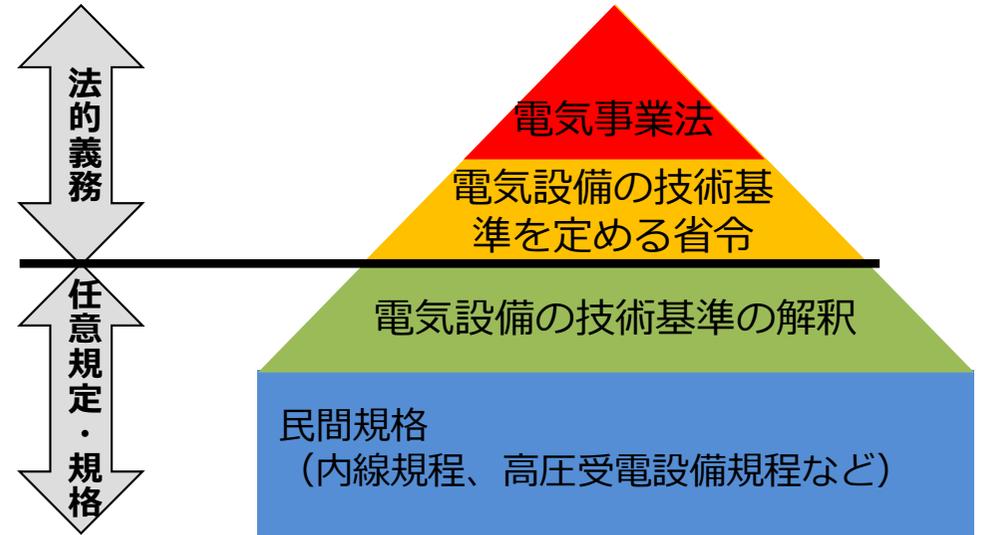
中国四国産業保安監督部 電力安全課

1. はじめに

電気事業法では、自家用電気工作物の設置者に対して自主保安体制を確立するため、以下の3点を義務付けている。

自主保安体制確保の義務

- ① 電気工作物を技術基準に適合するように維持する義務（法第39条）
- ② 保安に関する組織、巡視・点検などを定めた保安規程を制定・遵守する義務（法第42条）
- ③ 電気工作物の保安の監督をさせるため主任技術者を選任する義務（法第43条）



電気事業法では、国が自家用電気工作物の設置者に対して自主保安状況を確認するため、立入検査で電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査できる旨が規定(法第107条第4項)されている。当部では立入検査で以下の4点等を確認し、電気工作物の設置者の法令遵守状況を確認している。

(立入検査での着眼点)

- ① 設置者が、法に規定されている義務を適切に果たしているか
- ② 事故の未然防止対策及び再発防止策が実施されているか
- ③ 技術基準遵守状況は適切か
- ④ 自主保安体制が確立されているか、またその運用状況はどうかなど

国が“設置者の自主保安体制確保の義務”を確認

電気による事故防止

2. 立入検査実施事業場及び結果

(1) 立入検査の分類と実績

①一般立入検査

当年度最初にあらかじめ選定し、計画的に実施したもので 27事業場 について実施。

②臨時立入検査

保安確保上、緊急を要する場合等に実施するもの。昨年度においては未実施。

(2) 立入検査結果

27事業場のうち、21事業場で以下に記載する改善指導を行った。

①法手続き遵守状況

指摘事項なし。

②技術基準遵守状況

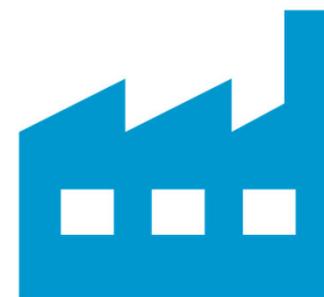
14事業場で 31件の指摘 を行った。

③保安規程遵守状況

10事業場で 15件の指摘 を行った。

④その他

4事業場で 6件の指摘 を行った。



3. 指摘事項（需要設備）

		指摘事項	該当条文等	指摘件数
需要設備	技術基準	機械器具の外箱の接地未施工となっている。	電技解釈第29条	5
		接地抵抗値が基準を満たしていない。	電技解釈第17条	1
		架空電線の高さ地表上5mが確認できない。	電技解釈第68条	1
		電気室の接地線の太さが不足している。	電技解釈第17条	1
		小 計		8
	保安規程	保安規程に基づいた周期で日常・月次点検されていない。 太陽電池発電設備があるにもかかわらず点検されていない。	保安規程	5
		保安規程に基づいた点検記録が残されていない。	保安規程	2
		保安に関する訓練が行われていない。	保安規程	1
		連絡責任者が指名されていない。	保安規程	1
		小 計		9
	その他	P C B含有電気工作物について、設置等届出がなされていない。	電気関係報告規則第4条の2	3
		電気主任技術者の選任及び保安規程の作成について、共同受電の場合における複数の事業場を1つの事業場とみなせる条件を満たしていない。	電気事業法第42条、第43条	1
		不要配線が撤去されていない。	注意事項	1
		分電盤前が整理されていない。	注意事項	1
			小 計	
		需要設備合計		23

4. 指摘事項（太陽電池発電所、風力発電所）

太陽電池発電所	技術基準	設計図面（架構図、構造計算書）がない、又は構造計算が十分でないため、支持物の安全性を確認することができない。	電技解釈第46条第2項	14
		パネル台や架台、締結材（ボルト）に錆が発生している。	電技解釈第46条2項	5
		使用されている部材、金具、ジョイント及び接合状態等の不備により、その安全性が確認できない。	電技解釈第46条第2項	3
		太陽電池モジュールの支持物を土地に自立して施設する場合に、施設による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられているか確認できない。	電技解釈第46条第4項	1
		小 計		23
	保安規程	主要電気機器の補修記録が設備台帳に記録されていない。	保安規程	1
		P C Sのシーケンス試験の試験記録が確認できない。	保安規程	1
		事故その他非常災害が発生したときの措置について、年1回以上実地指導訓練が行われていない。	保安規程	1
		小 計		3
	太陽電池発電所合計			26
風力発電所	保安規程	保安規程に基づく訓練（電気事故その他の非常災害が発生した時の措置についての指導訓練）を実施していない。	保安規程	1
		保安規程に基づく年次点検（配電盤等の保護継電器動作試験（1回／6年））が実施されていることが確認できない。	保安規程	1
		遮断器、開閉器、その他の機器の操作順序及び方法等が定められていない。	保安規程	1
	小 計		3	
風力発電所合計			3	

6. まとめ

- 保安規程に基づく月次点検・年次点検の確実な実施。
- 月次点検・年次点検時には、技術基準への適合状況を十分に確認する。
- 不良個所の適切な措置の実施。
- （太陽電池発電所）構造計算書の有無及び内容確認。
- 非常時を想定した訓練の実施。

- ◆ 保安規程に基づく保安管理を徹底し、立入検査において指摘事項がない事業場がある一方、自主保安の理解が不十分な事業場（設置者）も未だに見受けられる。
- ◆ 設置者は、電気主任技術者等から指摘を受けた場合には、その意見を尊重して速やかに対応する必要がある。
- ◆ また、設置者から保安管理業務の委託を受ける電気主任技術者等は、保安規程に定められた点検頻度・内容を確実に実施し、職務を誠実に行うことが必要。